
工事監督支援補助業務総合評価落札方式の手引き

公益社団法人 宮城県建設センター

【総合評価算定基準】

1. 総合評価の算定方法

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出したもの。

ウ 入札価格が予定価格の範囲内の価格のもの。

(2) 総合評価点は次の式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点 30点（予定価格の場合0点）

イ 価格以外の評価点 60点

ウ 総合評価点 ア＋イの合計で90点（1：2）を満点とする。

※評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

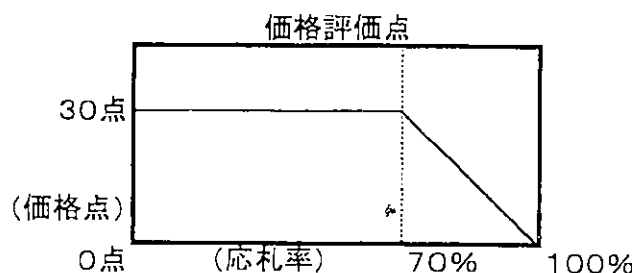
2. 価格評価点の算定方法

価格評価点は、以下の式により算定する

・入札率70%を満点、予定価格を0点とする直線

$$Y = -100 \times \frac{\text{入札額} - \text{予定価格}}{\text{予定価格}} + 100$$

Y：価格評価点



入札率が70%を下回る場合は上記の式によらず価格評価点を満点とする。

3. 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、別紙の価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(2) 総合評価技術資料の記載がないものの取り扱い

総合評価技術資料の記載がないものは不適格とする。

(3) 総合評価技術資料の虚偽及び錯誤の取り扱い

総合評価技術資料の記載内容を証明する資料にてらし、虚偽及び錯誤の申告があったものは不適格とする。

4. 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の確認審査

入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

(2) 総合評価点と同点の場合の取り扱い

総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、そのすべてを落札候補者とする。

(3) 総合評価技術資料の真偽等の確認における取り扱い

総合評価技術資料の記載内容を証明する資料にてらし、内容に虚偽及び錯誤があったものは不適格とする。

(4) 配置する技術者に対するヒアリング

落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングが出来るものとする。その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・配置する技術者の経歴、資格
- ・同種業務の経験の有無 等

(5) 配置する技術者の取り扱い

配置する主任技術者、担当技術者は直接的雇用関係にある者でなければならない。また、配置する技術者の変更は原則認めない。

(契約前) 入札時に申告した技術者を配置出来ない場合は契約出来ないこととなる。(契約辞退)

(契約後) 契約締結後、死亡、病休、退職等により、やむを得ず技術者に変更が生じる場合は協議の対象とし、同等以上の資格及び実績を有するものとする。

(6) 落札者の決定

落札候補者において、総合評価技術資料等の確認を行った結果、落札者として適当と認める場合は、落札者とみなす。ただし、同点が2者以上あるときは、入札価格が低い者とし、入札価格が同じ者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者とみなす。

5. 総合評価技術資料の提出について

(1) 総合評価技術資料について

入札参加者は、総合評価技術資料（別添様式1～3）を作成し、提出するものとする。

(2) 技術資料の記載内容を証明する資料について

落札候補者は、総合評価技術資料の記載内容を証明する資料として、以下の書類を提出するものとする。

イ 企業評価関連

- ・一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS（テクリス）同種業務実績の完了時業務カルテの写し、又は実績が確認できる契約図書の写し。

ロ 技術者評価関連

- ・一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS（テクリス）同種業務実績の完了時業務カルテの写し、又は実績が確認できる契約図書の写し。
- ・資格者証等の写し。

ハ その他

- ・発注者が指示する書類。

6. 価格以外の評価項目及び評価基準について

別添「価格以外の評価項目及び評価基準（工事監督支援補助業務）」によるものとする。

7. 同種業務について

同種業務とは、国、地方自治体（都道府県、政令指定都市）及び特別法人、特殊法人が発注した工事監督支援業務とする。

特別法人は、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社を対象とし、特殊法人は高速道路株式会社（東日本、首都高等）及び国の独立行政法人を対象とする。

8. 学識経験者の意見徴収について

総合評価落札方式の適用により技術提案の審査及び評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査及び評価を行うため、学識経験者の意見徴収を行うこととする。

9. 技術提案に関する秘密の保持について

民間の技術提案自体が発案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する

事項が他者に知られることがないようにするとともに、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないよう取り扱うこととする。

【価格以外の評価項目及び評価基準(工事監督支援補助業務)】

業務番号	
業務名	
会社名	

評価項目		評価基準	評価点	
企業評価	企業実績	専門技術力 (同種業務の実績)	①過去5年間に同種業務の実績がある ②実績なし	4点 0点
		小計		(4点)
技術者評価	主任技術者	技術者資格	①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門または建設部門一建設) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、上級技術者 ・公共工事品質確保技術者(Ⅰ)	5点
			②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) ・土木学会一級技術者	3点
			③以下のいずれかの資格を有するもの ・公共工事品質確保技術者(Ⅱ)	0点
	主任技術者	技術者実績 (同種業務の実績)	①過去5年間に同種業務の実績がある ②実績なし	8点 0点
			担当技術者	技術者資格
	②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) ・土木学会一級技術者 ・公共工事品質確保技術者(Ⅱ)	3点		
	③以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士補(建設部門一建設) ・二級土木施工管理技士 ・土木学会二級技術者 ・河川または道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者 ・管理技術者に必要とされる同種業務の実績と同等の実務経験が1年以上の者	0点		
	担当技術者	技術者実績 (同種業務の実績)	①過去5年間に同種業務の実績がある ②実績なし	8点 0点
	※担当技術者が複数になる場合は、個々に評価し平均点とする。			
	※技術者資格の技術士、RCCMは建設部門の道路又は施工計画、施工設備及び積算科目の有資格者とする。			
小計			(26点)	
実施方針	業務理解度	1. 業務の理解度 ○業務の目的について ○業務遂行上における留意点及び資料の作成について	優 10点 良 5点 可 0点 不可 -5点	
	実施体制	2. 実施方針、体制 ○業務の実施体制及び担当技術者へのフォロー方法等について ○社内研修など技術力の確保及び向上に向けた取り組みについて ○情報の共有及び指示事項等の円滑な伝達方法について	優 20点 良 10点 可 0点 不可 -5点	
★A4一枚に上記事項等に留意し記述のこと				
小計			(30点)	
合計			60点	

配置予定技術者名簿

会社名

技術者の区分	氏名	資格名	取得年月日	免許番号	備考
主任技術者					
担当技術者 (1)					
担当技術者 (2)					
担当技術者 (3)					
担当技術者 (4)					
担当技術者 (5)					

※配置する技術者は直接的雇用関係にある者でなければならない。

過去5年間の同種業務の実績

会社名

【企業】

企業名	業務名	業務内容	発注機関名	履行期間	備考

【配置技術者】

技術者名	業務名	業務内容	発注機関名	履行期間	備考

